

市民政党「草の根」

党則

第1条（名称）

この党の名称を市民政党「草の根」（以下「草の根」という）とする

第2条（事務所）

「草の根」は、岩国市内に主事務所1箇所を置き、必要に応じて従たる事務所を置く

第3条（目的）

「草の根」は、市民の政治活動と選挙の自由が確保され、政治のすべての過程において常に市民の意思（民意）が尊重される真の民主主義—市民主義—を実現し、誇りと品格のある社会を創ることを目的とする

第4条（活動）

「草の根」は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う

- 1 国や地方の政治家を育成し、支援する
- 2 政策研究、情報収集・提供、学習会などを行う
- 3 市内外の関係団体・機関との情報交換、協力、連携を行う
- 4 その他、党の目的を達成するために必要な活動を行う

第5条（党員）

- 1 第3条の活動目的に賛同する者は住所、年齢、職業を問わず「草の根」党員になることができる。但し、他の政党や、政治団体に属するものは、党員になることはできない
- 2 党員は自主的な活動を保障され、特定の活動を強制されない

第6条（党費と会計年度）

- 1 「草の根」の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。
- 2 「草の根」は、党員から会計年度毎に党費1000円（但し未成年者は無料）を徴収する。但し党の活動に特別に協力、又は参加したいと思う者は、党費1万円を納入して特別党員になることができる

第7条（組織）

- 1 役員 代表、副代表2人、事務局長を置く
役員任期は2年とする
- 2 支部 各地区に支部を設ける
- 3 委員会 組織、政策、広報、編集等の委員会を設置する

第8条（運営会議）

- 1 運営会議は、「草の根」の最高意思決定機関である
- 2 運営会議は、毎会計年度中に1回以上開催しなければならない
- 3 運営会議のメンバーは、代表が選出する
- 4 運営会議は、代表または副代表が招集する
- 5 運営会議は、出席者の過半数の賛成を得て党の運営と活動について決定する
- 6 次の各号に定める事項は運営会議に付議しなければならない

- (1) 本党則の制定ならびに改廃に関する事項
- (2) 活動の報告と予算ならびに決算、および党費に関する事項
- (3) 活動方針に関する事項

第9条（監査委員）

- 1 「草の根」に2名の監査委員を置く
- 2 監査委員は、運営会議で選出する
- 3 監査委員の任期は2年とする

第10条（本党則の制定、改廃）

本党則は、運営会議の出席者の3分の2以上の賛成を得て制定、改正又は廃止することができる

- (施行 この会則は2008年4月 1日から施行する)
(改正 この党則は2012年4月21日から施行する)